

令和5年度信州まつもと空港利用レンタカー助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、信州まつもと空港を発着する指定の便を利用して、レンタカーを含む旅行商品を販売した旅行業者、又は、レンタカーを貸出した松本観光コンベンション協会の会員に対して、予算の範囲内で助成金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「旅行業者」とは、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定による登録者をいう。

2 前条の信州まつもと空港を発着する指定の便とは、F D Aが運航する定期便と季節便の丘珠線、J A Lが運航する季節便の大坂線をいう。

(助成対象の要件)

第3条 助成金の交付対象となる旅行商品は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 信州まつもと空港を発着する指定の便を利用すること（片道のみも可とする）
- (2) 松本市内のレンタカーを利用すること
- (3) 受注型企画旅行（1グループ5名以上）も対象とする

(助成金の申請者)

第4条 助成金の申請者は、次に定める者とする。

- (1) 前条の要件を満たす旅行商品を販売した旅行業者並びに第1条の会員

(助成金の額)

第5条 助成金額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) レンタカー1台利用に対して、片道2,500円（往復5,000円）

(助成金の申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、別に定める期間内に、信州まつもと空港利用レンタカー助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次の各号の書類を添付し松本観光コンベンション協会会長（以下「会長」という）に提出しなければならない。

- (1) レンタカーバウチャー券控えのコピー（代替書類でも可とする）
- (2) eチケット（航空券）控えのコピー（代替書類でも可とする）

(助成金の交付決定)

第7条 会長は、期間内に交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により速やかに助成金を交付するかどうかを決定しなければならない。

2 交付決定するレンタカー利用人数は、会長が別に定めた数とする。

(助成金の返還)

第8条 会長は、偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた者があると認めたときは、助成金を返還させることができる。

(助成対象期間)

第9条 助成対象となる期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとする。

(手続きの電子化)

第10条 助成金の交付を受けようとする者は、第6条に定める書類を協議会に電子媒体（PDF）にて提出することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。